

香川県道路啓開計画策定協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、「香川県道路啓開計画策定協議会」(以下、「協議会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、南海トラフ地震などの大規模災害において、速やかに道路啓開を行うための計画を作成することを目的とする。

(所 掌 事 務)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために必要な次の事項について、検討、協議を行う。

- (1) 道路啓開計画の策定に関すること。
- (2) その他、道路啓開に関して必要な事項に関すること。

(組 織)

第4条 協議会は、別紙に掲げる職にあるものをもって構成する。

- 2 協議会に会長を置き、香川県土木部長の職にあるものをもって充てる。
- 3 協議会に副会長を置き、国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所長の職にあるものをもって充てるものとし、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代行するものとする。

(会 議)

第5条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、議長にあたる。

- 2 会長が必要と認める場合には、協議会の会議に関係者を参加させ、説明又は意見を求めることができる。
- 3 協議会の会議は、原則公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な審議等が著しく阻害されると認められる場合は、非公開で行うものとする。

(事 務 局)

第6条 協議会の事務局は、国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所道路管理第二課及び香川県土木部道路課に置く。

- 2 協議会の事務局は、互いに協力し協議会の円滑な運営にあたるものとする。

(雑 則)

第7条 協議会は、道路法28条の2の規定に基づき設置するものであり、本規約に定めるもののほか、協議会の運営等に関する必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成28年9月14日から施行する。